

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 6 月 21 日改正

公益財団法人 新井科学技術振興財団

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 13 号(以下「認定法第 5 条 13 号」という。)及び公益財団法人新井科学技術振興財団(以下「この法人」という。)の定款第 13 条(評議員に対する報酬等)及び第 29 条(役員の報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 22 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の種類及び額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第 13 条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合は一人 1 回につき 15,000 円(税抜)を報酬等として支給することができる。

- 2 この法人の役員には、評議員会及び理事会等に出席した場合は、一人 1 回あたり 15,000 円(税抜)を報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、公益財団法人新井科学技術振興財団の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この改正規程は、平成24年6月21日から施行する。